

①先月の活動報告

(2016年2/6～2016年3/4)

届出承認

- 1:A 街区外壁、玄関ポーチ等の補修工事
- 2:G 街区大規模補修&リフォーム工事
- 3:F 街区庭全面リフォーム工事
- 4:C 街区花壇設置&リスト外樹(トキワマンサク)植樹

委員が現地確認したのち、協議して全て承認されました。

②委員会決定事項

今月の定例委員会(3/5 開催)で以下の件が決定されました。

ガイドラインの新設と変更

現状に合わない建築協定ガイドラインの変更や緑化協定ガイドラインの新設方針について協議の結果、以下の通り決定いたしました。

1) 委員会で協議、決定

まずは必要と思われるガイドラインを都度、委員会で少しずつ議論し、決定していきます。

2) 一定期間試行運用する

決定されたガイドラインは毎月のレポートやブログで周知した上で直ちに運用開始し、問題がある場合は修正を行います。

3) 総会で承認、正式なガイドラインとする

こうして積み上げたガイドラインは一定のボリュームになった時点で総会に諮り、協定員の過半数の承認で正式なものとしします。

今回第一弾として、緑化協定ガイドライン①を決定いたしました(詳細は次ページ)。

街路樹の剪定スケジュール

関係者協議の結果、街路樹の剪定は6月から開始されることになりました。5月中旬頃に詳細案内を配布する予定です。尚、同時に共有緑地の越境部分の剪定も行われます。

共有緑地の整備方針

以下の優先順位で対応を進めていきます。

- 1) 越境部分の剪定(6月末までに実施)
- 2) シロアリ対策
- 3) 高木の強剪定

尚、共有緑地をさらに美しく整備するかどうかは協力業者を募り、プランニングと見積りを依頼した上で再度検討を行うことになりました。

その他

セキュリティーゲート、雨水排水問題に関する進捗状況などは議事録に詳細を記しております。ぜひブログをご覧ください。

運営委員会ブログページ

URL: <http://wassenaar.bijual.com/>

③今月の工事他の予定

現在届出のある工事は以下の通りです。

- 1)～3/31 A 街区外壁、玄関ポーチ等補修工事
- 2)～3/31 C 街区外壁、屋根他補修工事
- 3)3/14～4/10 F 街区庭全面リフォーム工事
- 4)～4/25 G 街区リフォーム工事
- 5)～8/31 G 街区大規模修&リフォーム工事

緑化協定ガイドライン①：2m以下の植栽は原則自由、届出不要

緑化協定第6条3項には、「植栽する樹木の種類は原則として協定細目にて明示する既存の樹種の中から選定しなければならない」とあります。しかしながら、リストの中には一部の草花まで含まれており、反対にほとんどの区画にある芝がリストに含まれていない等、この条項を厳密に適用することは不可能と思われます。

そこで、現実に沿った協定運営を行うため、委員会協議の結果、今後6条3項に対応するガイドラインとして以下の項目を決定いたしました。

「2mを超えて育つ可能性のある中木、高木に関しては景観に影響があるため、原則としてリストに記載のある樹種または委員会が承認した樹種から選定しなければならない。2m以下の樹木、草花、地被類については原則自由に植栽できるものとする。」

1月に配布した周知事項の一部を改訂します

緑化行為届出申請が必要な場合

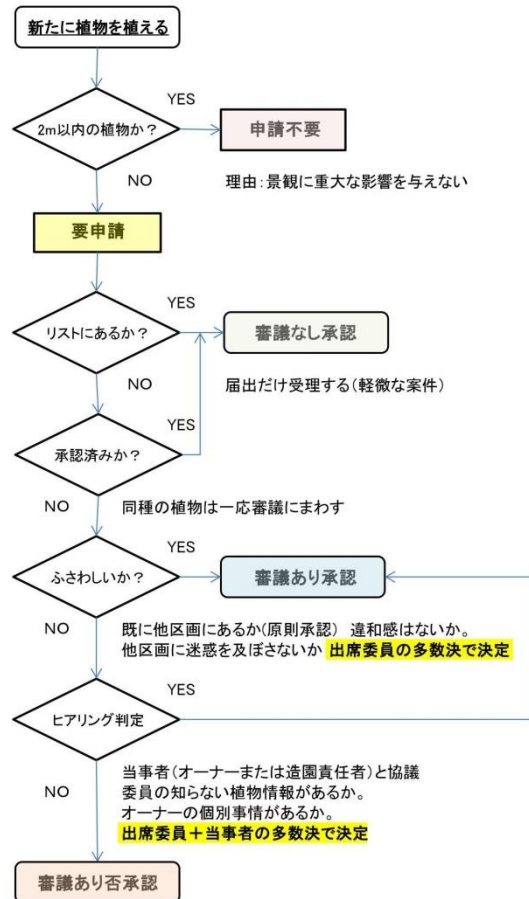
- 7) 新たに2mを超えて育つ樹木を植える場合
- 8) 地盤面(法面を含む)の植栽を大きく変える場合
- 9) 一定期間の工事を要する庭リフォーム

緑化行為審査基準の一部変更

③リストにない樹木を植える場合

協定細目のリストにない2mを超えて育つ樹木は既にそれがワッセナーの他の区画で植えられているか(原則承認)、隣接する区画や公共道路に迷惑を及ぼさないか、違和感のある植物ではないか等の観点から委員会で審議します。

植栽フローチャート



庭園年間保守契約のお願い

管理センターの報告によると今月も新たに2件の非定住区画の庭園年間保守契約がなされたとのこと。ワッセナー地区の美化、保全にご協力頂きありがとうございます。HTB技術センターによる庭園の年間保守サービスは、定期的な樹木や生垣の剪定、芝の管理、庭掃除等を行うもので、一年を通じて常に美しい庭が保たれます。近所の定住者からも大変好評です。詳しくは管理センターまでお問い合わせください。